

- (1) 最低利用期間を経過する前に解約となった場合には、最低利用期間の最終月までの料金を支払うものとし、日割計算による精算はいたしません。
- (2) 最低利用期間を経過した後に解約となった場合は、解約日の属する月の利用料まで支払うものとし、日割計算による精算はいたしません。

(利用者の義務違反による停止)

第6条

TVTが利用者にこのSTBレンタル契約に違反する行為があったと認める場合は、催告の上、サービスの提供を停止し、解約の処置を講ずることができるものとします。

2. 利用者が前項により解約となった場合は、利用者は直ちにこのSTBレンタル契約による全ての権利を失うものとし、利用者は速やかにSTBをTVTに返却するものとします。

(契約の変更)

第7条

TVTは、利用者の同意を得ることなくこの約款を変更することができるものとします。この約款が変更された場合は、当該変更後の約款が利用者に適用されるものとし、本件サービス提供条件等は、当該変更後の約款によるものとします。

2. この約款の変更にあたっては、TVTは、利用者に対して、その変更内容を電子メールによる送信、TVTホームページにおける公表その他TVTが適当であると判断する方法により利用者に事前に通知します。

付 則

1. このSTBレンタル約款は、平成30年7月1日から施行します。

以 上

CATV専用B-CASカード使用許諾契約約款(KB0008G)

お客様が使用するケーブルテレビ用のセットトップボックス等(以下「CATV用受信機器」といいます)には、デジタル放送を受信するためのICカード(CATV専用B-CASカード)(以下「カード」といいます)が添付されています。このカードは、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ(B-CAS社)(以下「当社」といいます)が一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟(以下「JCTA」といいます)と契約し、JCTAを経由してご加入のケーブルテレビ局(以下「CATV会社」といいます)に配布しているものです。当社は、このカードを、この約款の契約(CATV専用B-CASカード使用許諾契約)に基づいてお客様に貸与します。お客様がCATV会社の用意する書面においてこの約款に同意すると、当社との間に契約が成立しますので、事前にこの約款を必ずお読みください。

第1条(カードの使用目的)

このカードには、CATV用受信機器を制御する集積回路(IC)が内蔵されており、ご加入のCATV会社がカードの使用を認めたCATV用受信機器において、ご加入のCATV会社が行う地上デジタルテレビジョン放送、BSデジタル放送および110度CSデジタル放送の再送信、ならびに著作権保護に対応した自主放送(以下まとめて「放送サービス」といいます)を受信する目的で使用されます。

第2条(カードの所有権と使用許諾)

このカードの所有権は、当社に帰属します。

2. この契約に基づき、お客様およびお客様と同一世帯の方がこのカードを使用できます。

第3条(カードの管理)

お客様は、このカードをCATV用受信機器に常時装着した状態で使用・保管し、カードが紛失、盗難、故障および破損することのないように十分注意してください。

第4条(カードの故障交換等)

カードが原因と思われる受信障害が発生した場合は、ご加入のCATV会社に連絡してください。CATV会社は、カードの故障による受信障害の場合はそのカードを交換いたします。次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただく有償交換、それ以外の場合は無償での交換となります。

① カードの使用を開始してから、3年以上経過している場合。

② カードの故障が、お客様の不適切な取扱いに起因するものである場合。

2. 当社に故意または重大な過失があった場合を除き、カードの故障により、第1条の放送サービスが受信できないことによる損害が生じても、当社はその責任を負いません。

第5条（カードの破損、紛失、盗難等および再発行）

カードの破損、紛失または盗難等により、お客様がカードを使用できなくなった場合、ご加入のCATV会社に連絡してください。CATV会社は所定の手続きに基づいてカードの再発行を行います。この場合、お客様は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただきます。

第6条（カードの交換依頼）

カードの不具合やシステム変更（バージョンアップ）等、当社の都合によりカード交換が必要となった場合、ご加入のCATV会社を通じてお客様にカード交換をお願いすることがあります。

第7条（不要になったカードの処置等）

ケーブルテレビの加入契約解除等によりカードが不要となった場合は、ご加入のCATV会社にカードを返却してください。カードの返却があった場合、この契約は終了します。

第8条（禁止事項）

このカードを、第1条のカードの使用目的に反して、ご加入のCATV会社がカードの使用を認めたCATV用受信機器以外の受信機器に使用し、あるいはご加入のCATV会社が行う放送サービスの受信以外の目的に使用することはできません。

2. カードの複製、分解、改造、変造若しくは改ざん、またはカードの内部に記録されている情報の複製若しくは翻案等、カードの機能に影響を与え、またはカードに利用されている知的財産権の侵害に繋がる恐れのある行為を行うことはできません。

3. カードを日本国外に輸出または持ち出すことはできません。

4. カードを第三者にレンタル、リース、賃貸または譲渡することはできません。

第9条（損害賠償）

お客様が第8条に違反する行為を行い当社に損害を与えた場合、当社は、お客様に対し損害の賠償を請求することがあります。

第10条（約款の変更）

この約款は変更することがあります。この約款の変更事項または新しい約款については、当社のホームページ (<http://www.b-cas.co.jp>) に掲載します。

[別表] カード再発行費用

第4条第1項および第5条に規定するカード再発行費用2,050円（消費税込み）以下でCATV会社の定めによる。

2. 前項のカード再発行費用は、ご加入のCATV会社へお支払いいただきます。

付則

1. 本約款は平成30年7月1日から施行します。

株式会社テレビ津山 インターネット接続サービス契約約款

株式会社テレビ津山（以下「当社」といいます。）と、インターネット接続サービスの提供を受ける者との間に締結される契約は、次の条項によるものとします。

（当社のサービス）

第1条

当社は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」といいます。）その他の法令に従うとともに、この約款の定めるところにより、インターネット接続サービスを提供するものとします。

（約款の変更）

第2条

当社は、法の規定による標準契約約款の変更を受けて、又は法の規定に基づき総務大臣に届け出て、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2. この約款の変更にあたっては、当社はその変更内容を電子メールによる送信、又は当社のホームページにおける公表等で契約者に通知します。

（用語の定義）

第3条

この約款において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、当該右欄に掲げるとおりとします。